

## アジア・オセアニア諸国の消費者法の概要

### オセアニア諸国

国名	代表的な法律	内容
オーストラリア	1974年取引慣行法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争促進と消費者利益の保護を目的として、「制限的取引慣行」、「非良心的な行為」、「消費者保護」、「製造物責任」等の項目について規定。</li> <li>・法の運営母体として、オーストラリア競争消費者委員会が調査・情報の提供などを行う。</li> <li>・民間団体に対して、他の団体の違反行為に係る訴権を認めている。</li> </ul> (補足)他の消費者保護に関する法として、1985年商品販売法、1987年公正取引法、1991年オーストラリア・ニュージーランド食品機関法などがある。
ニュージーランド	1986年公正取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は、「誤認を招くあるいは欺瞞的行為」、「虚偽表示」、「公正な取引行為とともに消費者への情報開示基準の制定」、「商品・サービスの安全」、「裁判等の救済手続」を規定。</li> </ul> (補足)他の消費者保護に関する法律として、1971年分割払い購入法、1993年消費者保証法などがある。

### ASEAN4

国名	代表的な法律	内容
マレーシア	1999年消費者保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は14章、150条から成り、1950年契約法などの既存法には含まれない内容を消費者保護として規定。</li> <li>・具体的には、「誤認を招くあるいは欺瞞的行為」、「虚偽の表示と不公正な取引行為」、「商品・サービスの安全」、「製品・サービスの提供保証に関する事業者に対する権利」、「欠陥製品に係る厳格な責任」、「国家消費者諮問委員会」、「消費者苦情審判所」について規定。</li> </ul>
タイ	1979年消費者保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は4章、64条から成り、1998年改正時に、広告、表示、契約を規制する消費者保護委員会の創設が盛り込まれた。</li> <li>・また、消費者の権利についても規定し、消費者の代表として消費者団体は提訴する訴権が認められている。</li> </ul>
インドネシア	1999年消費者保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は15章、65条から成り、国家消費者保護委員会、消費者紛争解決委員会の設置を規定。</li> <li>・特に、消費者の権利と責務とともに、「不正競争」、「標準規約」、「保証」、「広告と製造物責任」に関して規定し、消費者団体に対しては当該法への違反行為に対して消費者を代表して提訴する旨を規定。</li> <li>・当該法制定以前から、衛生、電気、食品、銀行、環境などの特定分野に係る消費者保護を規定した個別法が存在。</li> </ul>
フィリピン	1990年消費者法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は173条から成り、「製品の安全性と品質」、「食品、薬品、化粧品」、「欺瞞的、不公正、非良心的な販売行為と契約」、「計量、容量」、「製品・サービス保証」、「表示」、「製造物責任」、「消費者信用取引」、「広告と売り込み」、「苦情処理」等について規定。</li> </ul>

その他

国名	代表的な法律	内 容
中 国	1993 年消費者権益の保護に関する法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同法は8章,55条から成り,一般的な見地から,消費者の権利,事業者の義務を列挙。</li> <li>・法的な消費者の権利及び利益を侵害する事業者に対して,政府機関による罰則を規定。</li> <li>・事業者との紛争について,消費者協会への調停申立,関係行政庁への申立,事業者との和解を基本とする仲裁機関の仲裁といった,相談や調停を通じて解決し得る旨の宣言規定。</li> <li>・裁判所は,消費者が法的手続きを行い易いよう措置を講じるといった責務を有する。</li> </ul>
香 港	消費者会議に関する法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者会議」は,“情報の収集・普及”,“苦情の受付・調査”,“消費者への助言”,“市場の競争性に重点を置いた取引慣行の監視”,“事業者への行動規範の奨励”を通して「消費者利益の保護と増進」を図ることを目的。</li> <li>・また,同会議は,法的救済の一層の利用につながるよう財政的あるいは法的な援助を目的として1994年に設立した「消費者法的活動基金」の管財人として活動。</li> </ul> <p>(補足) 他の消費者保護に関する法律として,「消費者向けの商品安全」,「非良心的な契約」,「公衆の健康とサービス」,「小額請求訴訟」などに関する法がある。</p>

(注)Consumers International, Regional Office for Asia and the Pacific(CI ROAP)による ASIA PACIFIC CONSUMER LAW website より

## 消費者保護に関する法の日韓比較（概要）

### 消費者の基本的権利の明確化（第3条）

日本法では規定はないが、韓国法においては「消費者の安全及び権益のための8つの権利」を規定。なお、「消費者」等を第2条により定義。

### 国及び地方公共団体の義務の明確化（第5条）

### 事業者の義務（第15条，第16条）

韓国法では、「消費者の合理的な選択又は利益を侵害する恐れがある取引条件等の使用禁止規定」、「消費者団体の業務推進に必要な資料の提供協力義務規定」、「環境に配慮した技術・資源の開発に係る努力義務規定<新設 01・3・28>」、「危害防止に関する規定」がある。

### 欠陥製品・サービスの回収等（第17条から第17条の4）

日本法では規定はないが、韓国法では消費生活・人体・財産に危害を及ぼす物品等の欠陥情報について、「事業者の報告・自発的回収義務<新設 01・3・28>」、「国の事業者への回収等勧告権限<新設 01・3・28>・命令権限<改正 01・3・28>」を規定。

### 消費者の役割（第4条）

韓国法においては「消費者の役割として環境に配慮した消費生活を行う役割<改正 01・3・28>」を追加。

### 法制上の措置等（第16条の2，第17条の5）

日本法では「関係法令の制定または改正」としているのに対し、韓国法では「財政経済院長官による他の行政機関長への是正措置要請」、「表示等の基準に違反する事業者に対して、国が当該事実の公表を命ずる」旨を規定。

### 危害の防止（第6条）、表示の適正化等（第7条から第9条）

韓国法では基準内容を具体的に列挙。

### 取引の適正化の規定を明記（第10条）

日本法では規定はないが、韓国法では「消費者の合理的選択を妨害する不当行為の指定・告示」、「マルチ商法などの特殊な形態の取引に関する必要な施策等<改正 01・3・28>」に関する国の責務を規定。

### 啓発活動及び教育の推進<全文改正 99・2・5>（第11条）

韓国法では国の責務として、「消費者保護に関連する施策の情報」、「消費者の合理的選択に資するよう物品・サービスに係る事業者情報の周知<新設 99・2・5，改正 01・3・28>」についても規定されている。

### 試験，検査等の施設の整備等（第13条）

韓国法では、国・地方団体・消費者・消費者団体が必要な場合に適切な機関に試験・検査を求めることができる旨規定。

### **消費者紛争のための特別な調停委員会の設置を規定（第6章：第26条から第51条）**

日本法では「苦情処理に必要な施策実施の努力義務」にとどまっているのに対し、韓国法では消費者紛争調停委員会等を始めとする保護院の設置について規定。また、消費者と事業者間の円滑な紛争解決のために国が品目別消費者被害補償基準を制定できる旨(第12条)規定。

### **消費者団体の業務を明確化（第18条から第20条）**

日本法では規定はないが、韓国法では「消費者団体の業務」を具体的に規定するとともに、登録制がとられている。また「事業者が業務上必要な情報提供を求め、当該事業者がその求めを正当な理由なしに拒否した場合に新聞公表できる<新設 99・2・5>」旨規定。さらに、団体は消費者紛争調停委員会への申請権を有する。

### **事業者からの情報提供を円滑化するための手続を規定（第52条から第52条の7）**

日本法では規定はないが、韓国法では国、消費者団体等が事業者の関連情報を要求する際の手続きについて規定し、消費者団体が当該情報を求める際の協議先である「消費者情報請求委員会<新設 99・2・5>」について規定。

### **罰則を規定（第53条，第53条の2，第54条）**

日本法では規定はないが、韓国法では 3年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金， 3千万ウォン以下の過怠金<新設 01・3・28>， 両罰規定がある。

## 消費者保護に関する法の日韓比較

項 目	日本：消費者保護基本法	韓国：消費者保護法（仮訳）
目 的	<p>第1条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。</p>	<p><b>第1条（目的）</b> この法律は、消費者の基本権益を保護するために国・地方自治体及び事業者の義務並びに消費者及び消費者団体の役割を規定することと合わせて消費者保護施策の総合的推進のため基本的事項を規定することにより消費生活の向上及び合理化を期することを目的とする。</p>
定 義		<p><b>第2条（定義）</b> この法律において使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。</p> <p>1. "事業者"とは、物品を製造（加工及び包装を含む。以下同じである。）・輸入・販売し、又は用役を提供する者をいう。</p> <p>2. "消費者"とは、事業者が提供する消費者向けの物品及び用役を日常生活のために使用し、又は利用する者又は大統領令が定める者をいう。</p> <p>3. "消費者団体"とは、消費者の権益を擁護・増進するために消費者が組織した団体をいう。</p>
国・地方公共団体の責務	<p>第2条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>第3条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	<p><b>第5条（国及び地方自治体の義務）</b> 国及び地方自治体は、第3条に規定された消費者の基本的権利が実現されるようにするために次の各号の義務を負う。</p> <p>1. <u>関係法令及び条例の制定及び改廃</u></p> <p>2. <u>必要な行政組織の整備及び運営改善</u></p> <p>3. <u>必要な施策の樹立及び実施</u></p> <p>4. <u>消費者の健全で自主的な組織活動の支援・育成</u></p> <p><b>第5条の2（地方行政組織への支援）</b> 国は、大統領令に定めるところにより、消費者保護に関して地方自治体が設立する行政組織の運営等において必要な支援を行う。 &lt;新設01・3・28&gt;</p>

<p><b>消費者の基本的権利</b></p>		<p>第 3 条（消費者の基本的権利）消費者は、<u>自己の安全及び権益のために次の各号の権利を享受する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>すべての物品及び用役による生命・身体及び財産上の危害から保護を受ける権利</u></li> <li>2. <u>物品及び用役を選択するために必要な知識及び情報提供を受ける権利</u></li> <li>3. <u>物品及び用役を使用又は利用するにあたって取引の相手方・購入場所・価格・取引条件等を自由に選択する権利</u></li> <li>4. <u>消費者としての日常生活に影響を与える国及び地方自治体の政策及び事業者の事業活動等に対し意見を反映させる権利</u></li> <li>5. <u>物品及び用役の使用又は利用により受けた被害に対して迅速・公正な手続により適切な補償を受ける権利</u></li> <li>6. <u>消費者として合理的な生活を営むために必要な教育を受ける権利</u></li> <li>7. <u>消費者自身の権益を擁護するために団体を組織し、これを通じて活動することができる権利</u></li> <li>8. <u>安全かつ快適な消費環境において消費を享受する権利</u>&lt;新設 01・3・28&gt;</li> </ol>
<p><b>事業者の責務</b></p>	<p>第 4 条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。</p>	<p>第 15 条（消費者保護への協力） 事業者は、物品又は用役を供給する場合において<u>消費者の合理的な選択又は利益を侵害するおそれがある取引条件又は方法を使用してはならない。</u></p> <p>事業者は、その供給する物品又は用役に対して消費者保護のために必要な措置を講じなければならない。国及び地方自治体の消費者保護施策に積極的に協力しなければならない。</p> <p>事業者は、<u>消費者団体の消費者保護業務の推進に必要な資料提供要求に積極的に協力しなければならない。</u></p> <p>事業者は、安全・快適な消費環境を構築するため、物品又は用役を供給する場合において<u>環境に配慮した技術又は再利用可能な資源の開発に努めなければならない。</u>&lt;新設 01・3・28&gt;</p> <p>第 16 条（危害の防止等） 事業者は、<u>第 6 条第 1 項の基準に違背する物品を製造・輸入・販売し、又は用役を提供してはならない。</u></p> <p>事業者は、<u>第 8 条第 1 項の基準により定められた事項を表示しなければならない。</u></p>

		<p>事業者は、<u>第 9 条第 1 項の規定による広告の基準に違反してはならない。</u></p> <p>事業者は、<u>第 10 条第 2 項の規定により指定・告示された行為をしてはならない。</u></p> <p>事業者の第 6 条に定める危害保護の基準，第 8 条に定める表示の基準，第 9 条に定める広告の基準への違反を判断するに必要な場合は，国及び地方自治体は，第 19 条に定める消費者団体に対し，その事実の調査を，韓国消費者保護院に対し，その審理を行うよう求めることができる。&lt;新設 01・3・28&gt;</p>
消費者の役割	<p>第 5 条 消費者は，経済社会の発展に即応して，みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに，自主的かつ合理的に行動するように努めることによつて，消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。</p>	<p>第 4 条（消費者の役割）消費者は，自己の安全及び権益を向上させるために必要な知識を習得すると同時に<u>自主的かつ誠実に環境に配慮した消費生活を行うことにより，消費生活の向上及び合理化に積極的な役割をまっとうしなければならない。</u>&lt;改正 01・3・28&gt;</p>
法制上の措置等	<p>第 6 条 国は，この法律の目的を達成するため，必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。</p> <p>2 政府は，この法律の目的を達成するため，必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	<p>第 16 条の 2（是正措置の要請）財政経済院長官は，事業者が第 6 条から第 10 条までの規定により告示された基準に違反した場合に当該物品又は用役を<u>主管する行政機関の長に是正に必要な適切な措置を要請</u>することができる。</p> <p>第 17 条の 5（法違反事実の公表）中央行政機関の長は，第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する行為があるときは，<u>当該事業者に対して法違反事実の公表を命ずる</u>ことができる。</p>
危害の防止	<p>第 7 条 国は，国民の消費生活において商品及び役務が国民の生命，身体及び財産に対して及ぼす危害を防止するため，商品及び役務について，必要な危害防止の基準を整備し，その確保を図る等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第 6 条（危害の防止） 国は，事業者が提供する物品又は用役による<u>消費者の生命・身体及び財産上の危害を防止するために次の各号の事項に関して事業者が守らなければならない基準を定めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物品及び用役の成分・含量・構造等その重要な内容</li> <li>2. 物品及び用役の使用又は利用上の指示事項又は警告等表示する内容及び方法</li> <li>3. その他危害を防止するために必要であると認められる事項</li> </ol> <p>中央行政機関の長は，第 1 項の規定により基準を定め，又は変更したときは，これを告示しなければならない。</p> <p>中央行政機関の長は，第 1 項の基準を事業者が遵守して</p>

		<p>いるかどうかを定期的に試験・検査又は調査しなければならない。</p> <p>財政経済院長官は、各種危害情報を収集するために必要な場合、大統領令が定めるところにより行政機関、消費者団体、病院、学校等を危害情報報告機関により指定・運営することができる。</p>
<p>欠陥製品・サービスの回収等</p>		<p>第 17 条（欠陥情報の報告義務）&lt;新設 01・3・28&gt; <u>事業者が物品又は用役の供給において、消費生活、人体又は財産に危害を及ぼすか、又は及ぼす恐れのある当該物品又は用役の製造、意匠又は表示等に著しい欠陥を確認した場合は、当該事業者は、中央行政機関の長にその欠陥を報告しなければならない。</u></p> <p>前項の規定による報告を受理した中央行政機関の長は、第 13 条に定める検査施設又は韓国消費者保護院に対し、事業者が報告した欠陥を有する物品又は用役の検査及び調査を行うよう求め、その検査及び調査の結果、当該物品又は用役が第 17 条の 3 又は第 17 条の 4 に定める条件に該当する場合は、関係規定に基づき措置を講ずることができる。</p> <p>事業者、深刻な欠陥の範囲又は前 1 項に定める欠陥報告の期限、手続き等については、大統領令に定める。</p> <p>第 17 条の 2（物品又は用役の自発的回収）&lt;新設 01・3・28&gt; <u>事業者が消費者に供給する物品又は用役が、その欠陥ゆえに消費生活、人体又は財産に危害を及ぼす、あるいは及ぼす恐れがあるとみなす場合は、当該事業者は、回収、破棄若しくは修理、交換、費用の弁済、当該用役の供給禁止、その他必要な措置を大統領令に定めるところにより講じなければならない。</u></p> <p>第 17 条の 3（回収、破棄の勧告）&lt;新設 01・3・28&gt; <u>中央行政機関の長は、事業者が供給する物品又は用役の欠陥により、消費生活、人体又は財産に危害を及ぼす、あるいは及ぼす恐れがあるとみなす場合は、当該事業者に対し、回収、破棄若しくは修理、交換、費用の弁済、当該用役の供給禁止、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p> <p>前項に定める勧告を受理した事業者は、当該勧告の許諾か否かを中央行政機関の長に届け出なければならない。</p> <p>前 1 項に定める勧告を事業者が許諾する場合、当該事業者は第 17 条の 2 に定める措置を講じなければならない。</p> <p>前 1 項に定める勧告を事業者が正当な理由なく許諾しな</p>

		<p>い場合は、中央行政機関の長はその事実を公表することができる。</p> <p>前1項から4項に定める勧告、勧告の許諾あるいは公表の手續きに関する必要な事項は、大統領令に定める。</p> <p>第17条の4(回収・破棄命令等) <u>中央行政機関の長は、事業者が物品及び用役の提供と関連して消費者の生命・身体及び財産上の安全に顕著な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとみなす場合には、大統領令の定めるところにより、当該物品の回収・破棄・修理・交換・費用の弁済を命じる、又は製造・輸入・販売禁止又は当該用役の提供禁止を命ずることができ、当該物品及び用役と関連した施設の改修その他必要な措置を命ずることができる。ただし、当該物品又は用役の欠陥により、消費生活、人体又は財産に顕著な危害を及ぼすか、あるいは及ぼす恐れのある場合、又はその危害の発生あるいは拡大を防止することが避けられないと認められる場合は、上記の手續きによらずに命ずることができる。&lt;改正01・3・28&gt;</u></p> <p><u>中央行政機関の長は、事業者が前1項の規定による回収・破棄命令に従わない場合には、大統領令が定めるところによりこれを直接回収して破棄する、あるいは当該用役提供の禁止、その他必要な措置を取ることができる。&lt;改正01・3・28&gt;</u></p>
計量の適正化	<p>第8条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第7条(計量及び規格の適正化) 国及び地方自治体は、消費者が事業者との取引において計量により損害を受けることがないようにするために物品及び用役の計量に関して必要な施策を講じなければならない。</p> <p>国及び地方自治体は、物品の品質改善及び消費生活の合理化を期するために物品及び用役の規格を定めてこれを普及するための施策を講じなければならない。</p>
規格の適正化	<p>第9条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行うものとする。</p>	

<p><b>表示の適正化等</b></p>	<p>第 10 条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第 8 条（表示の基準） 国は、消費者が物品の使用又は用役の利用において表示又は包装等により選択を誤ることがないように必要な場合には、<u>その主管する物品又は用役に対して次の各号の事項に関して表示基準を定めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>商品名・用途・成分・材質・性能・規格・価格・容量・許可番号及び用役の内容</u></li> <li>2. <u>物品を製造・輸入・加工し、又は用役を提供した事業者名（住所及び電話番号を含む。）及び物品の原産地</u></li> <li>3. <u>使用方法、使用及び保管上の注意事項及び警告事項</u></li> <li>4. <u>製造年月日、品質保証期間又は食品若しくは医薬品等流通过程で変質しやすい物品は、その有効期間</u></li> <li>5. <u>表示の大きさ・位置・方法</u></li> <li>6. <u>物品又は用役に対する不満及び消費者被害がある場合の処理機構（住所及び電話番号を含む。）及び処理方法</u>        中央行政機関の長は、第 1 項の規定により表示基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。</li> </ol> <p>第 9 条（広告の基準制定） 国は、物品又は用役の誤った消費又は過大な消費により消費者の生命・身体及び財産上の危害を防止するために次の各号の場合には、<u>広告の内容及び方法に関する基準を定めることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>用途・成分・性能・規格・原産地等の広告において許可又は公認された内容だけで広告を制限する必要がある、又は広告する場合において特定内容を必ず消費者に知らせなければならない必要がある場合</u></li> <li>2. <u>広告する場合において消費者が誤認するおそれがある特定用語及び特定表現の使用を制限する必要がある場合</u></li> <li>3. <u>広告の媒体及び時間帯に対して制限が必要な場合</u>        中央行政機関の長は、第 1 項の規定により広告基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。</li> </ol>
<p><b>取引の適正化</b></p>		<p>第 10 条（取引の適正化） 国は、事業者の不公正な取引条件又は方法により消費者が不当な被害を受けないように必要な施策を樹立・実施しなければならない。</p> <p>国は、消費者の合理的な選択を妨害して消費者に損害を及ぼすおそれがあると認められる事業者の不当な行為を<u>指定・告示</u>することができる。</p> <p>国及び地方自治体は、約款による取引・訪問販売・マルチ商法・割賦販売・通信販売・電子取引等特殊な形態の取引に対しては、<u>法律の制定等消費者保護のために必要な施策を講じなければならない。</u> &lt;改正 01・3・28&gt;</p>

		<p>国及び地方自治体は、第 19 条の規定に基づき登録された消費者団体又は第 26 条の規定に基づき設立された韓国消費者保護院（以下、「韓国消費者保護院」という。）に対し、前 3 項に定める特殊な形態の取引に関する必要な調査・研究を行うよう求めることができる。&lt;新設 01・3・28&gt;</p>
<p><b>公正自由な競争の確保等</b></p>	<p>第 11 条 国は、商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不当に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずるとともに、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であってその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるにあたり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。</p>	
<p><b>啓発活動及び教育の推進</b></p>	<p>第 12 条 国は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第 11 条（消費者への情報提供）&lt;全文改正 99・2・5&gt;  <u>国及び地方自治体は、消費者の基本的権利が実現するために、消費者保護に関連した主要施策又は主要決定事項に関する情報を消費者に提供しなければならない。</u>      国及び地方自治体は、物品又は用役の取引条件・取引方法・品質・安全性・環境配慮性等に関する事業者の情報が消費者の物品又は用役の合理的な選択に資するよう必要な施策を講じなければならない。&lt;改正 01・3・28&gt;</p>
<p><b>意見の反映</b></p>	<p>第 13 条 国は、消費者の保護に関する適正な施策の策定及び実施に資するため、消費者の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第 3 条（消費者の基本的権利）の第 4 項      4．消費者生活に影響を与える国及び地方自治体の政策及び事業者の事業活動等に対し意見を反映させる権利</p>
<p><b>試験、検査等の施設の整備等</b></p>	<p>第 14 条 国は、消費者の保護に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行なう施設を整備するとと</p>	<p>第 13 条（試験・検査施設の設置等） 国及び地方自治体は、物品及び用役の規格・品質・安全性等に関して試験・検査又は調査を実施することができる機構及び施設を備えなければならない。</p>

	<p>もに，必要に応じて試験，検査等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>国・地方自治体又は消費者又は消費者団体は，必要であると認められるとき又は消費者の要請があるときは，試験・検査・調査に関し第 1 項の規定により設置された検査機関又は韓国消費者保護院に試験を行うよう求めることができる。</u></p> <p>&lt;改正 01・3・28&gt;</p> <p>国及び地方自治体は，第 2 項の規定により試験等を実施した場合には，その結果を公表し消費者保護のために必要な措置を採らなければならない。</p> <p>国及び地方自治体は，<u>消費者団体が物品及び用役の規格・品質・安全性等に関して試験・検査を実施することができる施設を備えることができるように支援することができる。</u></p>
<p><b>苦情処理体制の整備等</b></p>	<p>第 15 条 事業者は，消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。</p> <p>2 市町村（特別区を含む。）は，事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は，事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 12 条（消費者被害の救済） 国及び地方自治体は，消費者の不满及び被害を迅速・公正に処理することができるように必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>国は，消費者と事業者間の紛争の円滑な解決のために大統領令が定める一般的消費者被害補償基準により品目別に消費者被害補償基準を制定することができる。</u></p> <p>第 2 項の品目別消費者被害補償基準は，紛争当事者間に補償方法に対する別途の意思表示がない限り消費者被害補償の基準となる。</p>
<p><b>行政組織の整備及び行政運営の改善</b></p>	<p>第 16 条 国及び地方公共団体は，消費者の保護に関する施策を講ずるにつき，総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。</p>	<p>第 6 章 韓国消費者保護院</p> <p>第 1 節 設立等</p> <p>第 26 条（設立） <u>消費者保護施策の効果的な推進のために韓国消費者保護院を設立する。</u></p> <p>韓国消費者保護院は，法人とする。</p> <p>韓国消費者保護院は，財政経済院長官の承認を得て必要な場所にその支部を設置することができる。</p> <p>韓国消費者保護院は，その主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。</p>

第 27 条（定款） 韓国消費者保護院の定款には，次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主たる事務所及び支部に関する事項
4. 削除<95・12・6>
5. 役員及び職員に関する事項
6. 理事会の運営に関する事項
7. 紛争調停委員会に関する事項
9. 業務に関する事項
9. 財産及び会計に関する事項
10. 公告に関する事項
11. 定款の変更に関する事項
12. 内部規程の制定及び改廃に関する事項

韓国消費者保護院が定款を変更しようとするときは，財政経済院長官の認可を受けなければならない。

第 28 条（業務） 韓国消費者保護院の業務は，次の各号のとおりである。<改正 01・3・28>

1. 消費者の不満処理及び被害救済
2. 消費者保護のために必要な場合，物品及び用役の規格・品質・安全性・環境配慮性等に関する試験・検査の実施，又は価格等を含む取引条件・取引方法に関する調査・分析の実施
3. 消費者保護と関連した制度及び政策の研究及び建議
4. 消費者の賢明な選択の促進，又は消費者安全に関する情報の収集・提供
5. 消費者保護と関連した教育及び広報
6. 国民生活の向上のための総合的な調査・研究
7. 法又は関係規則等の規定に基づき，消費者保護に関して国又は地方公共自治団体の要請による調査・審議
8. その他消費者保護関連業務

韓国消費者保護院が第 1 項第 1 号の規定による業務を遂行する場合には，次の各号の事項は，その処理対象から除く。<改正 99・2・5>

1. 国又は地方自治体の物品又は用役の提供により発生した被害救済
2. その他大統領令が定める被害救済

韓国消費者保護院は，消費者権益の保護及び増進のために必要であると認められる場合その業務の結果を公表することができる。ただし，事業者又は事業者団体の事業上の

秘密を保護する必要があると認め、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第 29 条（試験・検査の依頼） 院長が第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務を遂行する場合において必要であると認められるときは、国立又は公立試験検査機関に関係物品に対する試験・検査を依頼することができる。

第 1 項の規定による試験・検査の依頼を受けた機関は、特別な事由がない限り優先してこれに応じなければならない。

第 30 条（類似名称の使用禁止）韓国消費者保護院でない者は、"韓国消費者保護院"又はこれと類似する名称を使用することができない。

## 第 2 節 役員及び理事会

第 31 条（役員及び任期） 韓国消費者保護院に院長及び副院長各 1 人を含む 10 人以内の理事及び監事 1 人を置く。

理事 3 人は、常任とし、その他は、非常任とする。<改正 99・2・5>

院長は、消費者問題に関して学識及び経験が豊富な者の中から財政経済院長官の提請により大統領が任命する。

副院長及び理事は、消費者問題に関して学識及び経験が豊富な者の中から院長の提請により財政経済院長官が任命する。

監事は、院長の提請により財政経済院長官が任命する。

院長・副院長及び理事の任期は、3 年とし、監事の任期は、2 年とする。

第 32 条（役員の職務） 院長は、韓国消費者保護院を代表し、韓国消費者保護院の業務を総括する。

副院長は、院長を補佐して院長に事故があるときは、その職務を代行する。

理事は、定款が定めるところにより韓国消費者保護院の業務を分掌し院長・副院長これら全てに事故があるときは、定款が定める順位によりその職務を代行する。

監事は、韓国消費者保護院の業務及び会計を監査する。

第 33 条（理事会） 韓国消費者保護院の重要事項を審議・議決するために韓国消費者保護院に理事会を置く。

理事会は、院長・副院長及び理事で構成する。  
院長は、理事会を召集し、理事会の議長となる。  
監事は、理事会に出席して意見を陳述することができる。

#### 第 5 節 会計・監督等

第 47 条（出捐金）韓国消費者保護院の設立・施設・運営及び業務に必要な経費を充当するために国及び地方自治体は、予算の範囲内において韓国消費者保護院に出捐することができる。

#### 第 48 条 削除<95・12・6>

第 49 条（監督） 財政経済院長官は、韓国消費者保護院を指導・監督し必要であると認められるときは、韓国消費者保護院に対してその事業に関する指示又は命令をすることができる。

韓国消費者保護院は、毎年業務計画書と予算書を作成して財政経済院長官の承認を得なければならず、毎年の決算報告書及びこれに対する監事の意見書を作成して財政経済院長官の承認を得なければならない。

財政経済院長官は、必要であると認められるときは、韓国消費者保護院に対してその業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は監査することができる。

第 49 条の 2（権限の委任・委託） 中央行政機関の長は、この法により付与された権限の一部を大統領令の定めるところにより特別市長、広域市長又は道知事に委任することができる。<改正 99・2・5>

財政経済院長官は、次の各号の 1 の場合に第 52 条第 1 項の規定による検査及び資料提出要求権限を韓国消費者保護院の所属職員に委託することができる。

1. 第 13 条第 2 項の規定により韓国消費者保護院に試験・検査又は調査を依頼する場合
2. 第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定により韓国消費者保護院に請求又は依頼された被害救済事件を処理する場合において事実確認のために必要であると認められる場合

第 52 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 2 項の規定による韓国消費者保護院の職員にこれを準用する。

		<p>第 50 条 (罰則適用における公務員擬制) 韓国消費者保護院の役員, 調停委員会委員及び大統領令が定める職員は, 刑法第 129 条から第 132 条までの適用においては, これを公務員とみなす。</p> <p>第 51 条 (準用) 韓国消費者保護院に関してこの法律に規定されない事項に関しては, 民法中財団法人に関する規定を準用する。</p>
<p>紛争調停のための特別な機関の設置</p>		<p>第 3 節 消費者紛争調停委員会</p> <p>第 34 条 (設置) <u>韓国消費者保護院に消費者紛争調停委員会 (以下「調停委員会」という。)を設置する。</u>  <u>調停委員会は, 次の各号の事項を審議・議決する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 消費者紛争に対する調停決定</u></li> <li><u>2. 消費者紛争調停規則の制定及び改廃</u></li> <li><u>3. その他院長が付議する事項</u></li> </ol> <p>調停委員会の運営及び調停手続等に関して必要な事項は, 大統領令で定める。</p> <p>第 35 条 (構成) 調停委員会は, 委員長 1 人を含む 30 人以内の委員で構成し, そのうち 2 人は, 常任で, その他は, 非常任とする。&lt;改正 01・3・28&gt;</p> <p>委員は, 次の各号の者の中から大統領令が定めるところにより院長の提請により財政経済院長官が任命又は委嘱する。&lt;改正 01・3・28&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学又は公認された研究機関において副教授以上又はこれに相当する職にあり, 又はあった者であって消費者保護関連分野を専攻した者</li> <li>2. 4 級以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職にあり, 又はあった者であって消費者保護業務に実務経験がある者</li> <li>3. 判事・検事又は弁護士の資格がある者</li> <li>4. 消費者団体の役員の職にあり, 又はあった者</li> <li>5. 事業者又は事業者団体の役員の職にあり, 又はあった者</li> <li>6. その他, 消費者保護に関する職務において学識・経験を有する者&lt;改正 01・3・28&gt;</li> </ol> <p>委員長は, 常任委員中から財政経済院長官が任命する。</p> <p>委員長が事故で職務を遂行することができないときは, 常任委員がその職務を代行し, 当該常任委員が事故で職務を遂行することができないときは, 財政経済院長官が任命</p>

する委員がその職務を代行する。<改正 01・3・28>  
委員の任期は、3年とし、連任することができる。  
調停委員会の業務を効率的に遂行するために分野別専門委員会を置くことができる。  
第6項の規定による専門委員会の構成及び運営に関する事項は、大統領令で定める。

第36条（委員の身分保障）委員は、資格停止以上の刑罰を受け、又は心身上の障害により職務を遂行することができない場合を除いては、その者の意思に反して免職されない。

第37条（議決定足数）<改正 01・3・28>  
調停委員会の会議は、委員長、常任委員、開かれる会議ごとに委員長により任命される5人以上、7人以内の委員で構成される。  
調停委員会の会議は、前項に規定する委員全員の多数決かつ、賛成した者の評決一致で議決される。

第38条（委員の除斥・忌避・回避）調停委員会の委員は、次の各号の1に該当する場合には、当該被害救済請求事件（以下この条において"事件"という。）の審議・議決で除斥される。

1. 委員又はその配偶者又は配偶者であった者が当該事件の当事者にされ、又は当該事件に関して共同権利者又は義務者の関係にある場合
2. 委員が当該事件の当事者と親族関係にあり、又はあった場合
3. 委員が当該事件に関して証言又は鑑定をした場合
4. 委員が当該事件に関して当事者の代理人として関与し、又は関与していた場合

当事者は、委員に審議・議決の公正を期待するのが困難な事情がある場合には、院長に忌避申請をすることができる。この場合に院長は、忌避申請に対して党調停委員会の議決を経ずに決定する。

委員が第1項又は第2項の事由に該当する場合には、自らその事件の審議・議決で回避することができる。

#### 第4節 被害救済

第39条（被害救済の請求）消費者は、物品の使用及び用役の利用による被害の救済を韓国消費者保護院に請求することができる。

国・地方自治体・消費者団体又は事業者が消費者から被害救済請求を受けたときは、韓国消費者保護院にその処理を依頼することができる。

院長は、第1項及び第2項の規定による被害救済の請求を受けた場合その内容が韓国消費者保護院で処理することが適合しないと判断されるときは、請求人にその理由を通報してその事件の処理を中止することができる。

第40条 削除<95・12・29>

第41条（違法事実の通報等）院長は、被害救済請求事件を処理する場合において関係人の法令違反事実が確認できたときは、関係機関にこれを通報して適切な措置を依頼しなければならない。

第42条（合意勧告）院長は、被害救済請求の当事者に対して被害補償に対する合意を勧告することができる。

第43条（調停） 院長は、第39条第1項又は第2項の規定により被害救済の請求を受けた日から30日以内に第42条の規定による合意がなすことができないときは、遅滞なく調停委員会に調停を要請してその決定により処理しなければならない。

消費者と事業者間に発生した紛争に対して第18条第1項第5号又は第42条の規定による合意勧告に伴い合意することができない場合関係当事者は、調停委員会に紛争調停を申請することができる。ただし、第1項の規定により紛争調停の要請があるときは、紛争調停が申請なったものとみなす。

削除<95・12・29>

第43条の2（紛争調停） 調停委員会は、第18条第3項と第43条の規定により紛争調停を申請を受けたときは、大統領令が定めるところにより遅滞なく紛争調停手続を開始しなければならない。

調停委員会は、第1項の紛争調停のために必要なときは、専門委員会の諮問を求めることができる。

調停委員会は、第1項の紛争調停に先に（先立ち）利害関係の、消費者団体又は主務官庁の意見を聞くことができる。

		<p>第 44 条（紛争調停の期限） 調停委員会は、第 43 条の 2 第 1 項の規定により紛争調停申請を受けたときは、30 日以内に紛争調停をしなければならない。</p> <p>第 1 項の規定にかかわらずやむを得ない事情でその期限内に紛争調停を完了することができない場合にその期限を延長しようとするときは、その理由と期限を当事者及び代理人に通報しなければならない。</p> <p>第 45 条（紛争調停の効力） 調停委員会委員長は、第 43 条の 2 の規定による紛争調停があるときは、その結果を当事者に速やかに通報しなければならない。</p> <p>当事者が第 1 項の規定により通報を受けた日から 15 日以内に調停を受諾した場合には、調停委員会は、調停書を作成して当事者が記名・捺印しなければならない。</p> <p>当事者は、第 2 項の規定による期間内に紛争調停に対する受諾拒否の辞表ときをしなかったときは、紛争調停を受諾したものとみなす。</p> <p>第 2 項及び第 3 項の紛争調停の内容は、<u>裁判上の和解と同一効力を有するとみなす。</u></p> <p>第 46 条（被害救済手続の中止） 韓国消費者保護院が被害救済の処理手続中に一方当事者が管轄法院に訴を提起した場合その当事者は、韓国消費者保護院に被害救済処理の中止を要請することができる。</p> <p>第 1 項の要請がある場合韓国消費者保護院は、遅滞なく被害救済手続を中止しなければならない。当事者にこれを通報しなければならない。</p>
<p><b>消費者の組織化</b></p>	<p>第 17 条 国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p><b>消費者団体</b></p>		<p>第 4 章 消費者団体</p> <p>第 18 条（消費者団体の業務） <u>消費者団体は、次の各号の業務を行う。</u></p> <p><u>1. 国及び地方自治体に対する消費者保護施策に関する建議</u></p> <p><u>2. 物品又は用役の規格・品質・安全性・環境配慮性に関する試験・検査及び価格を含む取引条件又は取引方法に対する調査・分析&lt;改正 01・3・28&gt;</u></p>

3. 消費者問題に関する調査・研究

4. 消費者の教育

5. 消費者被害及び不満処理のための相談・情報提供及び当事者間合意の勧告

消費者団体は、第1項第2号の規定による調査等の結果を公表することができる。ただし、公表される事項中物品の品質・性能及び成分等に関する試験・検査で徐専門のときの設備を必要とされる試験・検査の場合には、大統領令が定める試験・検査機関の試験・検査を経た後公表しなければならない。

消費者団体は、第1項第5号の消費者不満及び被害を処理する場合において消費者と事業者間に合意が成立することができないときは、相手方消費者を代理して第34条の規定により設置された消費者紛争調停委員会に紛争調停を申請することができる。

事業者又は事業者団体が第52条の6に定める資料・情報の提供依頼に対して正当な理由もなく拒否、妨害、回避又は虚偽の資料・情報を提供した場合には、消費者団体は、当該事業者又は事業者団体の名前(商号又はその他の呼称を含む)・拒否した事実・理由等を定期刊行物登録等法に基づき新聞に公表することができる。<新設 99・2・5>

消費者団体は、業務上知り得た情報を消費者保護目的以外の用途に使用することができない。

消費者団体が事業者又は事業者団体から提供された資料・情報を消費者保護の目的以外に使用したことにより、当該事業者又は事業者団体に被害を及ぼした場合は、消費者団体は自らその被害の賠償責任を負わなければならない。<新設 99・2・5>

第19条(消費者団体の登録) 第18条第1項第2号及び第5号の業務をしようとする消費者団体は、大統領令が定めるところにより財政経済院又は地方自治体に登録することができる。

第1項の規定により登録をしようとする消費者団体は、その活動をするに適合した設備及び人員を備えなければならない。

第20条(補助金の支給) 国又は地方自治体は、登録された消費者団体の健全な育成・発展のために必要であると認められるときは、補助金を支払うことができる。

<p><b>消費者保護会議</b></p>	<p>第 18 条 内閣府に、消費者保護会議以下「会議」という。を置く。</p> <p>2 会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。</p> <p>第 19 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法平成十一年法律第八十九号第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 会議に、幹事を置く。</p> <p>5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第 5 章 消費者政策審議委員会</p> <p>第 21 条（審議委員会の設置）消費者保護及び国民消費生活の向上に関する基本的な政策を審議するために財政経済院に消費者政策審議委員会（以下、「審議委員会」という。）を置く。</p> <p>第 22 条（審議委員会の構成） 審議委員会は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。</p> <p>委員長は、財政経済院長官となり、委員は、関係部処の長及び韓国消費者保護院長及び消費者問題に関して専門知識がある者、消費者代表及び経済界代表中から財政経済院長官が委嘱する者とする。</p> <p>第 2 項の委員中関係部処の長及び韓国消費者保護院長以外に委嘱委員の任期は、3 年とする。</p> <p>第 23 条（審議委員会の機能） 次の各号の事項中から大統領令が定める事項は、審議委員会の審議を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 5 条各号の事項</li> <li>2. 第 6 条第 1 項・第 8 条第 1 項・第 9 条第 1 項及び第 12 条第 2 項の規定による基準の制定・変更</li> <li>3. 第 10 条第 2 項の規定による指定</li> <li>4. 消費者関連紛争調停機構の設置及び運営に関する事項</li> <li>5. その他消費者保護及び消費生活に関する基本政策であつて委員長が付議する事項</li> </ol> <p>審議委員会は、第 1 項各号の業務を効率的に遂行するために実務委員会又は専門委員会を置くことができる。</p> <p>第 24 条（意見聴取） 審議委員会は、第 23 条第 1 項各号の事項を審議するために必要な場合には、消費者問題に関して専門知識がある者、消費者又は関係事業者の意見を聞くことができる。</p>
<p><b>国民生活審議会</b></p>	<p>第 20 条 消費者の保護に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、内閣府設置法第三十八条の定めるところにより、国民生活審議会において行うものとする。</p>	<p>第 25 条（運営細則） この法律に規定したもの以外に審議委員会・実務委員会及び専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p>

<p>調査等の手続</p>		<p>第7章 調査等の手続</p> <p>第52条(検査と資料提出等) &lt;改正 99・2・5&gt; <u>中央行政機関の長は、大統領令が定める条件・状況として次の各号の一に該当する場合は、所属公務員をして事業者の物品・施設及び物品製造工程その他物の検査又は当該事業者にその業務に関する報告をさせ、又は関係物品若しくは書類等を提出させることができる。</u></p> <p>1. <u>第11条に定める消費者への情報提供のため必要な場合</u>  2. <u>第12条に定める消費者の不満及び被害を処理するために必要な場合</u>  3. <u>事業者の法への違反を判断する必要がある場合</u></p> <p>第1項の規定により検査をする公務員は、その権限を表す証票を携帯し、これを関係人に示さなければならない。</p> <p>この法律による職務に従事する公務員は、第1項の規定による検査又は提出された物品又は書類等により知り得た内容をこの法律の施行のため目的以外に使用してはならない。</p> <p>中央行政機関の長は、消費者保護のための施策実施に必要な場合は、韓国消費者保護院長に対し、消費者の現状における被害状況や調査結果等の消費者保護に必要な情報を提供するように求めることができる。 &lt;新設 01・3・28&gt;</p> <p>第52条の2(聴聞) 中央行政機関の長は、第17条の4又は第17条の5に定める命令等を行う場合は、聴聞を実施しなければならない。ただし、第17条の4の但し書きに該当する場合はこの限りでない。 &lt;全文改正 99・2・5&gt;</p> <p>第52条の3 削除&lt;99・2・5&gt;  第52条の4 削除&lt;99・2・5&gt;  第52条の5 削除&lt;99・2・5&gt;</p> <p>第52条の6(資料・情報提供に対する要求) &lt;本条新設 99・2・5&gt; <u>消費者団体及び韓国消費者保護院は、その業務推進に必要な資料・情報を事業者又は事業者団体に対し提出するように求めることができる。この場合において、当該事業者又は事業者団体は、正当な理由がなければその求めに応じなければならない。</u></p> <p>前項に定める資料・情報を求める消費者団体又は韓国消費者保護院は、事前に当該資料・情報の使用目的を事業者又は事業者団体に知らせなければならない。</p>
---------------	--	--

		<p>消費者団体が前1項に定める資料・情報を求める場合は、第52条の7に定める消費者情報委員会との相談・協議結果を遵守しなければならない。</p> <p>前1項に定める資料・情報を求めることができる消費者団体の資格又は当該資料・情報の範囲等については、大統領令の定めるところによる。</p> <p>消費者団体は、前1項から前4項に定める事業者又は事業者団体から提供された資料・情報を、当該事業者又は事業者団体に事前に知らせた目的・手続き以外に使用してはならない。</p> <p>第52条の7(消費者情報請求委員会) &lt;新設 99・2・5&gt;  <u>消費者情報請求委員会(以下、「委員会」という。)</u>は、<u>第52条の6第1項の規定による消費者団体からの資料・情報提供の要求に関して、次の各号に定める協議・調整を行うため韓国消費者保護院に設置されるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者団体から要求のあった資料・情報の使用目的・手続き、その範囲に関する事項</li> <li>2. その他大統領令に定める事項</li> </ol> <p>委員会の構成、運営等の必要な事項については、大統領の定めるところによる。</p>
<p>罰 則</p>		<p>第8章 罰則</p> <p>第53条(罰則) 次の各号に該当する者は、<u>3年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。</u> &lt;改正 01・3・28&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第17条の4第1項又は第17条の5の規定による命令に違反した者</li> <li>2. 第52条の6第5項の規定に違反した者</li> </ol> <p>第1項の場合に懲役刑及び罰金刑は、これを併科することができる。</p> <p>第53条の2(過怠金) &lt;新設 01・3・28&gt; 次の各号の一に該当する者は、<u>3千万以下の過怠金に処する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第16条第1項から同条第4項の規定に違反した者</li> <li>2. 第17条第1項の規定に違反した者</li> <li>3. 第30条の規定に違反した者</li> <li>4. 第52条第1項に定める検査を拒否、妨害、免れた者又は関係物品・書類の提出を怠り、若しくはそれらを不正に提出した者</li> </ol> <p>前項に定める過怠金は、中央行政機関の長、特別市長、</p>

広域市長若しくは大統領令の規定による道知事（以下、「賦課者」という。）が賦課し、徴収する。

前1項に定める過怠金賦課の基準については、大統領令の定めるところによる。

前2項の規定により賦課された過怠金に対して不服がある者は、過怠金を賦課する旨の通知を受けた日から30日以内に異議を申し立てることができる。

前2項に定める過怠金賦課の通知を受けた者が前4項の規定により異議を申し立てる場合、賦課者はその旨を管轄する裁判所に通知し、当該裁判所は非係争訴訟手続法に基づき過怠金に関する異議を公判に付さなければならない。

前4項に定める期間内に異議の申立又は過怠金の納入がなされなかった場合は、国税又は地方税の延滞金徴収の例により徴収されなければならない。

第54条（両罰規定）法人の代表者又は法人又は個人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は個人の業務に関して第53条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科する。

（注）韓国消費者保護法は、内閣府仮訳。